

山梨県公報

第千九百四号

平成二十年

十一月二十七日

木曜日

目次

告示

救急病院等の認定……………六四九

腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定の解除……………六四九

道路の供用開始……………六四九

建築基準法に基づく道路位置指定……………六四九

公告

危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更……………六五〇

消防設備士試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更……………六五〇

県営土地改良事業の計画変更に伴う公告(三件)……………六五〇

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)……………六五一

開発行為に関する工事の完了について……………六五三

告示

山梨県告示第四百八十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横内正明

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼九百五十番地

二 認定期間

平成二十年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

山梨県告示第四百九十号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成二十年山梨県告示第四百二十一号及び第四百七十一号)は、解除する。

平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第四百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年十二月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	甲府笛吹線	笛吹市石和町東高橋字梅の木一三四番の三地先から 笛吹市石和町東高橋字梅の木一三二番の一地主まで	一〇二・八	平成二十年十一月二十七日

山梨県告示第四百九十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横内正明

一 道路の位置

甲斐市富竹新田字久保田三三五番三

二 道路の幅員

最大幅員四・九〇メートル 最小幅員四・八五メートル

三 道路の延長
二六・五〇メートル

公 告

● 危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更
消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の八第二項の規定により、危険物取扱者試験を実施する指定試験機関の試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定試験機関の名称

財団法人消防試験研究センター

二 危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地

変更前 山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号
変更後 山梨県甲府市

三 事務所の所在地を変更した日

平成二十年十一月二十五日

● 消防設備士試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の九第四項の規定において準用する同法第十三条の八第二項の規定により、消防設備士試験を実施する指定試験機関の試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定試験機関の名称

財団法人消防試験研究センター

二 消防設備士試験事務を取り扱う事務所の所在地

変更前 山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号
変更後 山梨県甲府市

三 事務所の所在地を変更した日

平成二十年十一月二十五日

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により第八十七条の三第四項の協議を行うにあたり、県営土地改良事業（茅ヶ岳北西部地区中山間地域総合整備事業）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画の概要

二 縦覧期間

平成二十年十一月二十八日から平成二十年十二月二十六日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 意見書の提出方法

この事業計画概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、中北農務事務所長あて書面で提出して下さい。

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により第八十七条の三第四項の協議を行うにあたり、県営土地改良事業（八ヶ岳東部地区中山間地域総合整備事業）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画の概要

二 縦覧期間

平成二十年十一月二十八日から平成二十年十二月二十六日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 意見書の提出方法

この事業計画概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、中北農務事務所長あて書面で提出して下さい。

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により第八十七条の三第四項の協議を行うにあたり、県営土地改良事業（敷島地区中山間地域総合整備事業）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。
平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画の概要

二 縦覧期間

平成二十年十一月二十八日から平成二十年十二月二十六日まで

三 縦覧場所

甲斐市役所

四 意見書の提出方法

この事業計画概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、中北農務事務所長あて書面で提出して下さい。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年十月五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 島村工業株式会社

2 主たる営業所の所在地 南アルプス市上八田七百八十三番地

3 代表者の氏名 島村龍男

三 許可番号 山梨県知事許可（特 一九）第六〇一三号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十年九月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年十月六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社和泉土木

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡南部町万沢千二百九十三番地六

3 代表者の氏名 佐野一夫

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八一八号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十年九月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年十月十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 水地建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 山梨市上栗原千二十番地

3 代表者の氏名 水地伯子

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第三八九九号

四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五 処分の原因となった事実 平成二十年十月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年十月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社久保田組
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡早川町湯島七百五十三番地
 - 3 代表者の氏名 久保田浩人
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般一六)第五三一四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年十月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年十月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 峡北建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町長坂上条二千四百二十九番地
 - 3 代表者の氏名 赤池貞親
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特一六)第五一七二号
- 四 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年十月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年十月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社イナバ
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡南部町富士二千七百番地十四
 - 3 代表者の氏名 稲葉弘光
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般一七)第四八五八号
- 四 処分の内容 さく井工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年十月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年十月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社新津庄送
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市富竹新田三百八十九番地
 - 3 代表者の氏名 新津剛
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般一八)第六七五四号
- 四 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年十月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年十月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 桜田工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町市之瀬六百六十五番地

- 3 代表者の氏名 櫻田喜寛
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第一三一〇号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年九月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年十月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社窪川組
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町東高橋百三十四番地三
 - 3 代表者の氏名 渡邊正雄
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一九)第四七二九号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十年十月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為に関する工事的完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 都留市法能字新田七〇一の一、七〇二の一、七〇三の一、七〇四の一、七〇五の一、七〇六の一及び七〇七の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 山梨県都留市上谷五丁目十番十九号 有限会社小林仏壇 代表取締役社長 小林清哲

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番